

令和 8 年第 2 回定例議会一般質問 消防水利の改善について 酒井 周

今年の 4 月 19 日、差木地 2 番地で火災が発生しました。消防団に召集がかかり、間伏分団、差木地分団、クダッチ分団、波浮港分団が出場し、わたくしも波浮港分団の一員として消火作業に参加しました。

火災現場近くには防火水槽が無く、まずは広域農道沿いに数 100m ホースを伸ばし消防ポンプ車、可搬式ポンプで中継しながら道路に埋設されている消火栓から水利を取ろうとしましたが距離が長く火災現場は数十 m 標高が高い位置にあるせいもあり、その消火栓からは十分に水圧を上げ放水することができませんでした。

結局、水利は本来使用目的が異なる滝川の農業用貯水池から特別措置として取ることができましたが、火災時に消防機材を入れることを前提としていないためにかなり苦勞しながら可搬式ポンプを設置し放水開始できたのは消防団招集のサイレンが鳴ってから 1 時間以上かかったのではないかと思います。

今回の火災はその時点では周辺に延焼する可能性も低く人命にかかわる状況ではありませんでしたが、その火災現場付近には数件の民家があり、民家で火災が発生すれば、同じように放水開始まで相当な時間を要する可能性があります。これは人命にかかわる重大な問題です。

また、今回の火災だけでなく、ここ数年消火活動に際して火点から水利が遠く苦勞するケースが多くあるように感じます。

三原山裏砂漠の火災や送信所前のように民家が無く火災発生を想定していない場所だけでなく、数年前の北の山風待ちの店舗火災でも付近に防火水槽がなく、標高が高い位置にあることから北部地域の消防団が水利の確保にかなり苦勞したという話を聞きました。

消防団員も減少する中、速やかな消火活動を行うためには水利の充実が大きな力になると感じます。

大島町でも定期的に防火水槽の増設や水槽が装備されたポンプ車の導入など水利の改善にも尽力されていることは承知しておりますが、今回の火災のように消火栓は実際の火災では消火に必要な水圧を得られないことがある。という事例となりましたし、これまでの消火活動の中でも消火栓は近隣の住宅の水道水へ影響を与える場合があるためできれば使わないようにする。という指示もあります。しかしこれではいざという時に消火活動に差し支えがあることが示されました。

消防団の各分団は定期的に消防水利を点検し、保守作業も行っていますが火災時に水利、特に防火水槽が十分にあるかどうか不安を感じています。

今回はたまたま巨大な農業用の貯水池があり長時間、他からの給水なしで送

水することができましたが、ここ以外ではそうはいきません。

また、農業用水の水はかなり汚濁した水でしたので実際の民家への放水では衛生上の問題がありますし、消防装備のメンテナンスの上でも極力使うべきではないと感じました。それでも使う場合を想定するのならば緊急時には消火活動に使うための取り決めをしたうえで水利を取りやすい構造、可搬式ポンプを設置する場所の整備や給水管を接続できるバルブの設置などが望ましいと思います。

消防長にお伺い致します。水利の配置の中で防火水槽ではなく消火栓で消火することを前提としている地域、家屋はどれくらいありますか？また、どれくらいのペースで防火水槽の増設が行われていますか？

現状の防火水槽増設のペースでは十分に水利を確保できないと感じております。状況を精査して安心して使える防火水槽の増設の計画策定を求ます。

また、町長には防火水槽の増設のペースを上げるための予算措置をお願い致します。

今回の火災現場近くの民家は事実上消火栓での消火が前提とされていた可能性があります。消火栓では消火できない可能性があります。特に建物のある標高を考慮して火災時に送水で無理のかからない場所への防火水槽の設置をお願い致します。

消防長答弁

まず初めに、酒井議員おかれましては、現役の消防団員として常に消防団活動に出動していただき、本当にありがとうございます。

そして、大島町のため、また減少して行く消防団員のご心配と貴重なご指摘、ご質問ありがとうございます。

それでは酒井議員のご質問についてお答えさせていただきます。

「水利の配置の中で防火水槽ではなく消火栓で消火する事を前提としている地域、家屋はどれくらいありますか？また、どれくらいのペースで防火水槽の増設が行われていますか？」についてお答えさせていただきます。

まず初めに、消火栓について簡単に、ご説明させていただきます。

消防水利の基準では、消火栓とは呼称 65 ミリの口径を有するもので、直径 150 ミリ以上の管に取り付けられていないと、ならないと、されています。

大島町では、現在 211 箇所消火栓を設置しておりますが、先ほどの基準を満たすものは、150 ミリが 44 箇所、200 ミリが 1 箇所の計 45 箇所でございます。

基準以下の消火栓についても、大島の水道事情とあわせて、ご説明させていただきます。大島町では、配水管は、50～200 ミリ、となっております。参考までに都市部などでは、1000 ミリ前後となっているようです。

また、大島町の消火栓は、ポンプ圧送ではなく、自然流下方式であるため圧力は高低差に依存しているのが現状であります。あくまで消火栓は、緊急時の第二選択のイメージです。消火活動は、防火水槽への部署を第一選択としております。このことから消火栓を前提とは考えておりません。また、消火栓の使用制限についてですが、濁り水が発生する事があるため、訓練等平常時の使用は、最低限にさせていただくようお願いはしておりますが、緊急時の使用の制限は原則しておりません。

次に防火水槽についてですが、現在大島町には、貯水槽 15 基、防火水槽 107 基、耐震性貯水槽 19 基の計 141 基の防火水槽がございます。それ以外にも指定水利・緊急水利としているプールなどもございます。

平成 18 年度からは、耐震性の 60t の貯水槽を 1 年に 1 基の計算で、3 年に 1 度 3 基ずつ整備しています。もっとペースを上げてとおっしゃるご要望は分かりますが、消防本部といたしましては、計画通りに、また見直しを図りながら、常備消防の拡充、消防団の詰所や車両等の更新等を進めております。

防火水槽の新設には、用地確保や予算面の問題等もございます。

とはいえ、なにもしていないわけではございません、背負い式消火装置や水槽付きポンプ車の購入、仮設水槽の配備、ミキサー車との応援協定などを実施し、対策しております。

酒井議員をはじめ、消防団の方々には、自らの危険を顧みず、本当に大島町住民の生命・身体・財産を守るべく消防団活動へのご尽力にたいしまして、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

以上でございます

町長答弁

消防水利の改善について

当該消火栓は、酒井議員のおっしゃるとおり、水源から高低差が少なく、水圧が確保出来なかったと考えられます。

防火水槽の設置については、地域防災力の強化において重要な課題と認識しています。一方で、消防長の答弁にもありましたが、予算の確保や適切な設置場所の選定には十分な検討が必要であり、増設を早急に進めることが難しい現状について、ご理解を頂きたいと思います。防火水槽の設置には多額の予算が必要であり、これまで通り限られた予算のなかで計画的な整備に努めます。

設置場所の選定については、優先度等を考慮し、また国や都の補助金活用も含め財源確保にも努めます。

席上から

いろいろ事情があるのを承知の上で周知が必要と思い質問させていただきました。今回は完全に消火栓を使うことが前途意図した地域であったが民家も 4～5 軒あった。例えば間伏の配水池に消防車のホースをつけるバルブがあればどう

にかできたのではないか。ほかにも難しいかもしれませんが防火水槽はないが配水池がある場所ならば緊急時には水が使えるようにしてほしい。消火栓が機能しないことが分かりました。消防団員も減少しホースの延長にも苦勞している。命にかかわる問題なので何とか防火水槽の予算措置をしてほしい。